

構-II 統計表利用上の注意

1 地域別価格差調査の結果について

(1) 消費者物価地域差指数及び地域差指数算出用年平均価格

- ・消費者物価地域差指数及び地域差指数算出用年平均価格（算術平均及び調和平均）は、構造編の調査結果に加え、動向編の調査結果も利用して作成している。作成方法についての詳細は、「構-V 付録2 消費者物価地域差指数の作成方法」を参照のこと。
- ・指数値は、小数第2位を四捨五入して小数第1位までを表示している。
- ・消費者物価地域差指数等における「総合」及び「住居」は「持家の帰属家賃」を含まない。
- ・地域区分「都道府県庁所在市及び政令指定都市」については、「総合」、「家賃を除く総合」及び「食料」の指数に限り公表している。
- ・地域差指数算出用年平均価格（算術平均及び調和平均）については、調査年の1月現在の調査銘柄及び単位に合わせた集計を行っている。そのため、表頭についても、調査年の1月現在の情報を記載している。

(2) 構造編調査市（88市）別年平均価格

- ・構造編調査市（88市）別の調査品目別の年平均価格は、調査月（奇数月）ごとに、対象市内の調査店舗の価格を単純算術平均することにより調査月別の市別平均価格を作成し、さらに、調査月別価格を単純算術平均することにより作成している。
- ・構造編調査市（88市）の調査品目別の年平均価格は、年の途中において銘柄を改正した場合は、改正後の銘柄のみを用いて算出している。そのため、表頭についても、調査年の最終改正後（12月現在）の情報を記載している。
- ・価格は、消費税込みの調査価格によるものであり、平均価格は円未満で四捨五入している。
- ・表中の記号「-」は、年平均価格算出対象月数のうち、調査銘柄の出回りがないため調査月別価格が算出できなかった月数が半数を超えた場合に使用している。

2 店舗形態別価格の結果について

- ・構造編の調査結果に加え、動向編の調査結果も利用して作成している。なお、東京都区部は構造編の調査対象地域ではないため、動向編の調査から得られた結果による表章としている。
- ・調査月（偶数月）別平均価格は、調査対象市内の調査店舗の価格を単純算術平均することにより作成している。
- ・全都道府県庁所在市の調査月（偶数月）別平均価格は、47都道府県庁所在市の月別価格を単純算術平均することにより作成している。
- ・年平均価格は、集計地域ごとに、各調査月（偶数月）の平均価格を単純算術平均することにより作成している。
- ・年平均価格は、年の途中において銘柄を改正した場合は、改正後の銘柄のみを用いて算出している。そのため、表頭以外の他の品目等情報についても、調査年の最終改正後（12月現在）の情報を記載している。
- ・価格は、消費税込みの調査価格によるものであり、平均価格は円未満で四捨五入している。
- ・表中の記号「-」は、月別価格については、調査銘柄の出回りがなく、調査月別価格が算出できなかった場合、また、年平均価格については、年平均価格算出対象月数のうち、調査月別価格が

算出できなかった月数が半数を超えた場合に使用している。

3 銘柄別価格の結果について

- ・ 調査月（偶数月）別平均価格は、調査店舗の価格を単純算術平均することにより作成している。
- ・ 年平均価格は、各調査月（偶数月）の平均価格を単純算術平均することにより作成している。
- ・ 年平均価格は、年の途中において銘柄を改正した場合は、改正後の銘柄のみを用いて算出している。そのため、表側についても、調査年の最終改正後（12月現在）の情報を記載している。
- ・ 価格は、消費税込みの調査価格によるものであり、平均価格は円未満で四捨五入している。
- ・ 表中の記号「－」は、月別価格については、調査銘柄の出回りがなく、調査月別価格が算出できなかった場合、また、年平均価格については、年平均価格算出対象月数のうち、調査月別価格が算出できなかった月数が半数を超えた場合に使用している。

4 銘柄改正又は単位変更月の扱いについて

結果表に掲載している銘柄改正又は単位変更月の取扱いは以下のとおり。銘柄改正等の月の情報については、各結果表の下部に掲載する。改正についての詳細は、「構-V 付録5 2019年に改正した調査銘柄の新旧対照表」を参照のこと。

- ・ 第2-1及び2-2表は、構造編調査の地域別価格差調査データに加え、動向編調査データを使用して作成するため、実際に銘柄改正又は単位変更を行った月を銘柄改正月として指定する。
- ・ 第3表は、構造編調査の地域別価格差調査から作成するため、銘柄改正又は単位変更後の最初の調査月（奇数月）を改正月として指定する。
- ・ 「表 調査品目の月別価格及び年平均価格－都道府県庁所在市」は、構造編調査の店舗形態別価格調査データに加え、動向編調査データの偶数月分から作成するため、銘柄改正又は単位変更後の最初の調査月（偶数月）を改正月として指定する。
- ・ 「表 調査品目の月別価格及び年平均価格－東京都区部」は、構造編調査の銘柄別価格調査データから作成している。当調査で設定している銘柄の改正及び単位変更は偶数月にのみ行うため、実際に銘柄改正又は単位変更を行った月を改正月として指定する。